

船舶IoTオープンプラットフォームにおける 法的論点の整理

2017年5月16日

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士 西田 亮正

データは誰のものか？（データの法的整理）

産業データの法的整理

- データは**無体物**であるため、民法上**所有権の対象とはならない**
- データは、複製や重畳的使用が可能かつ容易であり、使用による消失・減耗もないため、誰もが利用し得る（**非排他性、無限可能性**）
- 帰属概念になじまない**
- データオーナーシップ概念を中心に権利関係を整理**
- 現行法上データ自体が知的財産権の対象となる場合が限定的（例：**ファクトデータそれ自体は通常創作性がなく、創作性がない限り著作権法上の著作物にはならない**）
- データそれ自体には公示制度がなく、一見してその**所在や権利関係が明確ではない**
- 法律による制限・ルールがなく、取決めに係る実務も定着していない**
- データを保有する者が自由に利活用することも可能（不公平な利用の恐れ）**
- 適正かつ公平な契約又はルールの策定**

データオーナーシップ議論

- データオーナーシップとは、
 - ✓ データの利用権限を中心にデータに関する権利関係を整理
- データ利用権限とは、
 - ✓ データを利用、管理、開示、譲渡（利用許諾を含む）又は処分することのほか、データに係る一切の権限
（参考：2017年4月26日公開の経済産業省商務情報政策局情報経済課作成に係る「データの利用権限に関する契約ガイドライン（案）」）



当事者間の契約でデータ利用権限を定めることで、開示・第三者提供条件が明確となり、その後のデータ活用及び共同利用を促進

船舶データに関するデータ利用権限に関する合意



主に以下の項目に関する寄与度に応じて利用権限及び利用条件を定める

- ・船舶データ収集機器所有者（コスト負担者）及び機器設置・通信コスト負担者は誰か
- ・船舶データ収集・維持・保守の業務及びコスト負担者（PPへデータ収集業務を委託する場合の業務、契約主体、委託料を含む。）は誰か
- ・データ品質管理の業務及び責任負担者が誰か
- ・データ安全管理（セキュリティ）の責任負担者が誰か

寄与度の内容・程度に応じて、
一方がデータ利用権限を**単独保有することもあれば、利用条件が付された共同保有とすることも考えられる**（例：利用権限の行使に相手方承諾が必要等）

データ利用権限設定例（1）

例：船主以外の者（傭船者、造船所等）がデータ収集に寄与する場合

寄与項目	船主	傭船者、 造船所等
データ収集機器・設置負担		●
データ収集維持保守負担		●
データ品質管理負担		●
データ安全管理負担		●



上記例では、傭船者、造船所等がデータ利用権限保有者となりうる

＜データ利用権限に関する合意内容の例＞

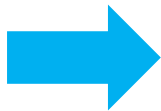
寄与度の高い傭船者、造船所等がデータの利用権限を保有する

他方で、船主は、SUとしてデータを利用することの許諾を受けるなどの取り決めもありうる

データ利用権限設定例（2）

例：データに関する負担を相互補完する場合

寄与項目	船主	傭船者、造船所等
データ収集機器コスト負担		●
データ収集機器設置・通信コスト負担	●	
データ収集維持保守負担		●
データ品質管理負担	●	
データ安全管理負担	●	



上記例では、両者がデータ利用権限を共同で保有する可能性もありうる

＜データ利用権限に関する合意内容の例＞

両者がデータ利用権限を共同で保有し、それぞれ単独で利用、保存、解析等は可能

但し、開示又は第三者提供には相手方の事前承諾を要する

データ利用権限の配分とPUの位置づけ

データ利用権限設定契約では



船主等
データ発生主体



データ利用権限



PU

Platform User
データ収集者

データ収集主体

データ利用権限の配分は具体的寄与度に基づく合意内容により流動的



データ利用権限の配分如何にかかわらず

IoS OPでは



船主等
データ発生主体



データ利用権限



データ利用管理者

PU

Platform User
データ収集者

データ収集主体

船主からの同意に基づき、PUをIoSOPにおけるデータ利用の管理者とし、
PUがIoSOPにおけるデータ利用をコントロールする



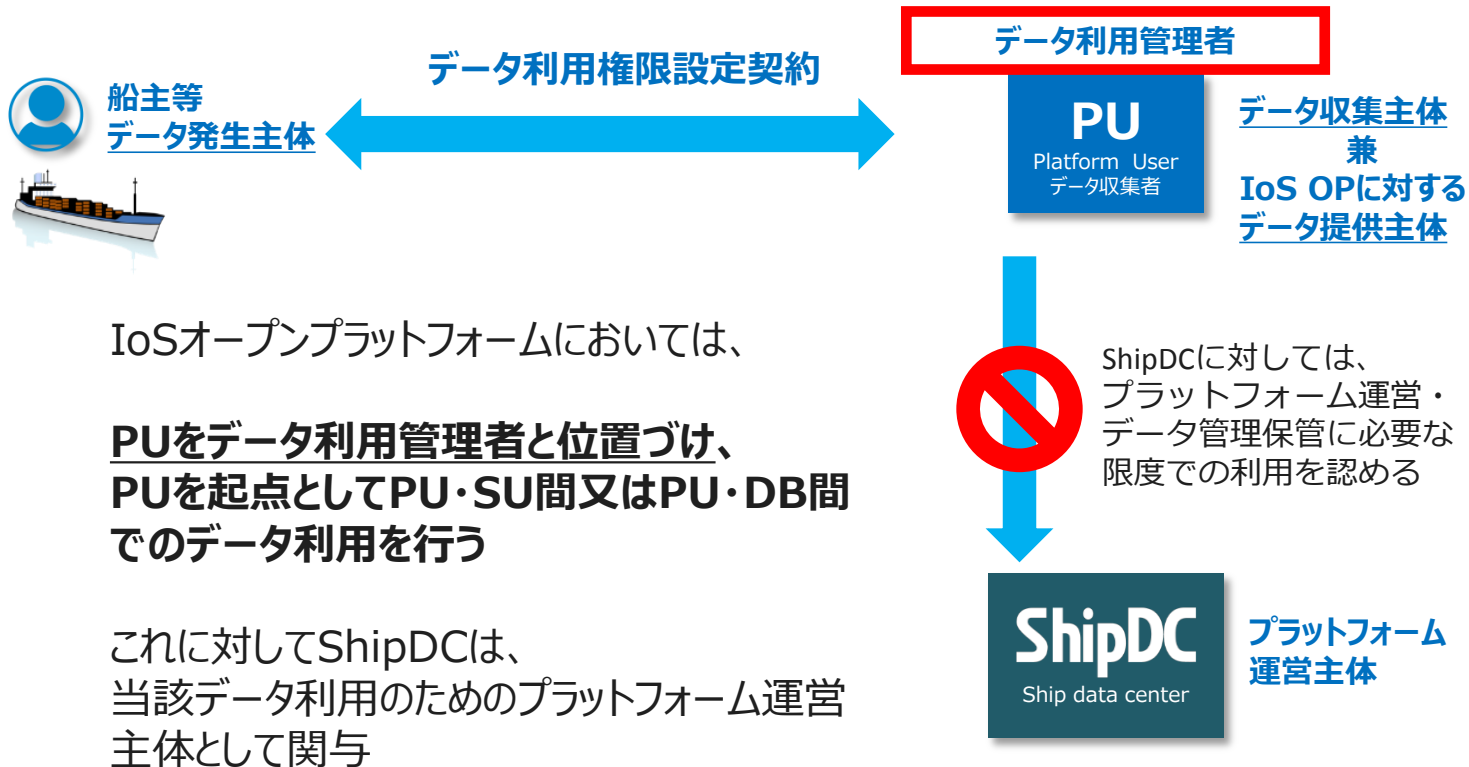
IoSOPを通じたデータの活用及び共同利用が促進

データ利用権限設定契約の内容

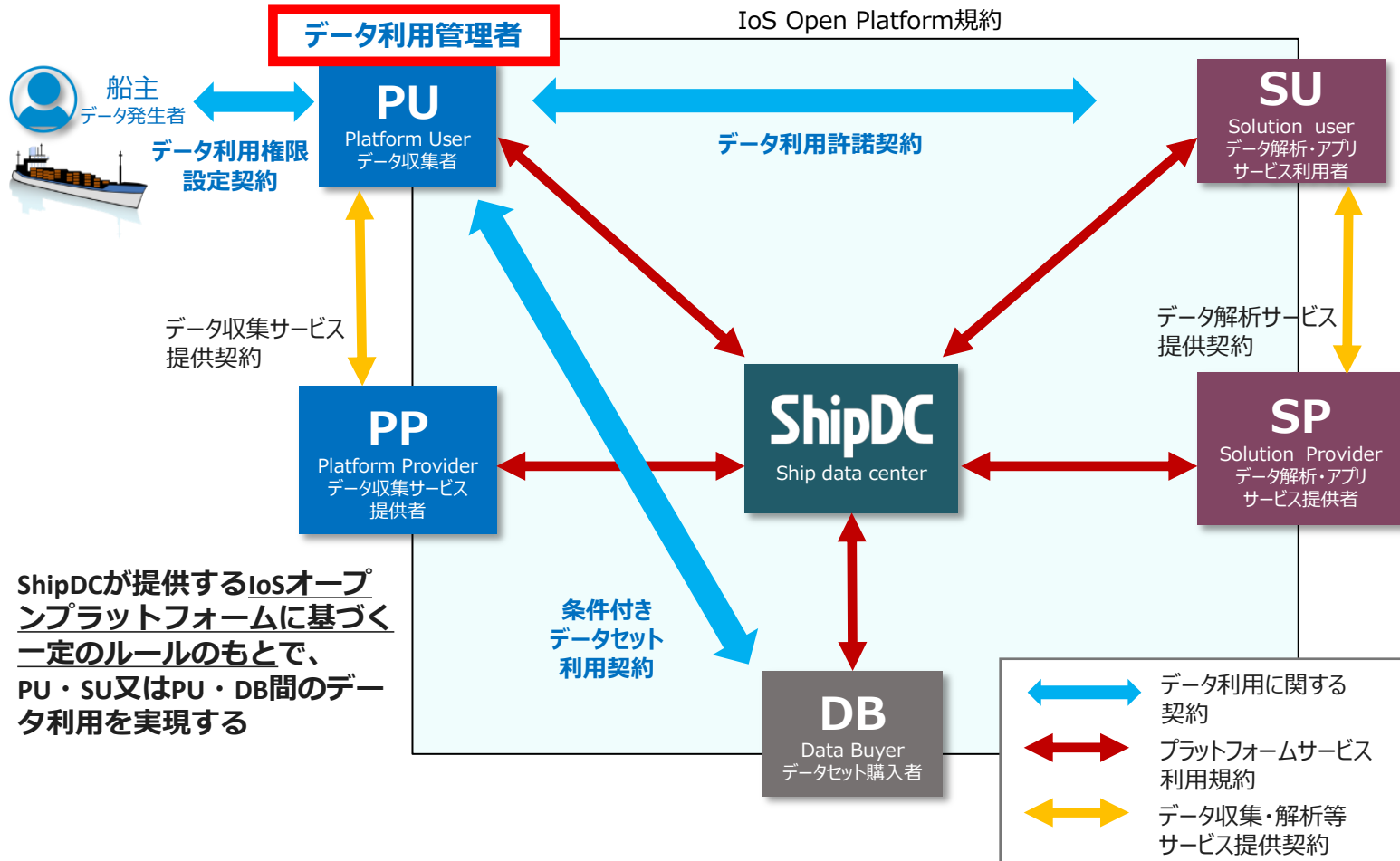
データ利用権限設定契約における主な合意項目例

- ✓ データ利用権限の内容、利用条件
- ✓ データの項目、仕様
- ✓ データ創出・収集に関する取決め（業務、コスト等）
- ✓ 対価設定/収益分配
- ✓ データ収集・品質に関する保証・責任（免責）
- ✓ 各当事者の遵守事項・禁止事項
- ✓ データの秘密保持、安全管理
- ✓ 契約終了事由、終了時のデータ取扱い
- ✓ 紛争解決
- ✓ IoSOPにおけるデータ利用管理に関する合意

データ利用権限に関する合意とIoSOPとの関係



IoS Open Platformでの契約関係



ShipDCが提供するIoSオープンプラットフォームに基づく一定のルールのもとで、PU・SU又はPU・DB間のデータ利用を実現する

IoS Open Platformのポイント

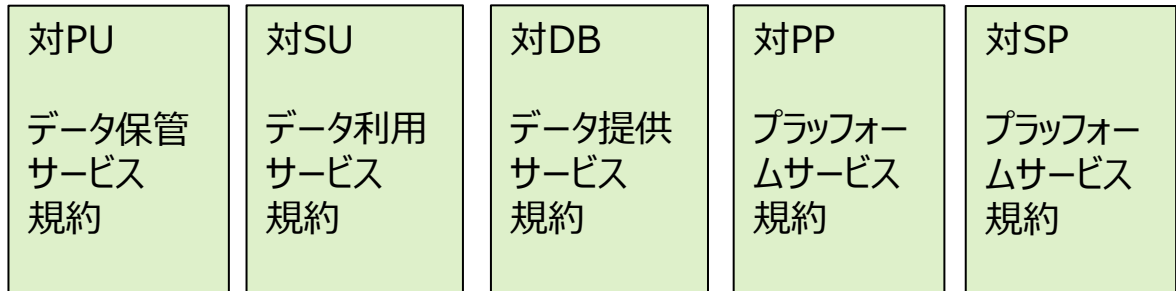
- ◆ **PUがデータ利用管理権を保有**（その前提として、船主等のデータ発生主体との取り決めが必要）
原則として、**PUが対象データの利用条件を決定**する
- ◆ **ShipDCが、プラットフォーム運営事業者として、適正・公平性の観点から参加者に対し一定のルール**（登録条件、データ利用条件（利用目的、第三者提供の制限）、禁止事項等）**を適用**
- ◆ オープンプラットフォームに基づく一定のルールのもと、**PU・SU間（データ利用許諾）**又は**PU・DB間（条件付データセット利用）**でデータ活用及び共同利用を行う
- ◆ ShipDC、PP、SPに対してはIoSOPにおける**役割に応じた利用目的・範囲の限度でデータ利用を許諾**する
- ◆ **ShipDCに、セキュリティ確保の観点から、参加者のデータ利用及び管理状況についての監査権行使を認める**

IoS Open Platform規約の構成

IoSOPに参加するにあたって、プラットフォーム運営事業者であるShipDCと各参加者との間で締結される規約。

参加資格、登録条件、利用条件、遵守/禁止事項に関する取り決めが中心。参加者全員に一律に適用される基本規約と、各サービス内容に応じて個別に適用される個別規約とで構成される。

IoS OPサービス基本規約 (IoSOP参加者全員に一律に適用される基本規約)



IoSOPを通じたデータ利用に際して、データ提供者であるPUとデータ受領者であるSU又はDB間に適用される規約。二者間（PU・SU/ PU・DB）の相対取引に適用される。

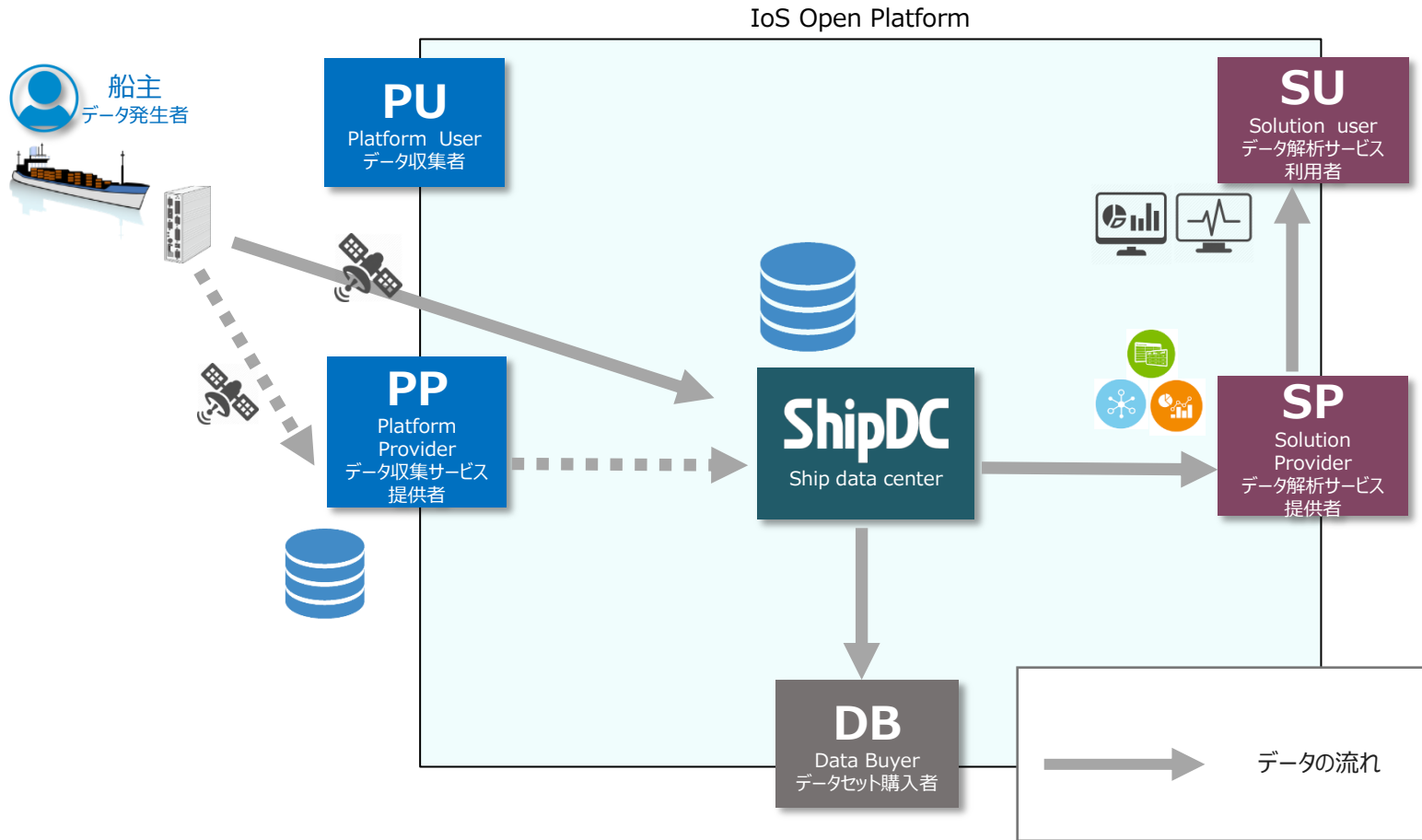
PU・SU間の
データ利用許諾契約

PU・DB間
データセット
利用契約

PU・DB間
データセット
利用契約

ShipDCは、データ利用に関しては、取引市場の運営事業者として、必要に応じてデータの授受、決済等の代行又は提供を行うことがあるが、当該取引の仲介者という位置づけであって、契約当事者とはならない。

(参考) IoS Open Platformでのデータの流れ



規約の具体的内容

PUによるデータ利用条件の決定（随時変更可能）

＜主要項目＞

- ✓ 開示可能データ項目
- ✓ 開示先・開示先属性の選定
- ✓ 利用条件
 - 加工、編集、解析等の制限
 - 利用目的、利用範囲、利用期間の限定
 - 第三者提供の制限

データ利用条件に関する論点

PUによるデータ利用条件の自由な決定
(データ利用権者によるデータの利活用は本来自由)



しかしながら

船主やPU以外の者（例：船主又は傭船者がPUとなる場合における造船所、舶用機器メーカー等）が自社製品に関連するデータ利用の決定に関与できない

その結果、競合他社に自社製品データが提供される恐れ



それゆえ

適正かつ公平性の観点から、プラットフォーム運営者等による一定の制限の必要性

ShipDCによるデータ利用に関する制限方法の検討

検討例：

- 特定船舶・特定製品の識別を困難にするデータの非識別化・匿名加工措置
- 特定データ項目については統計数値化されたもののみを対象とする
- データ受領者の属性に基づく利用制限

参加者による議論を経たコンセンサスの形成が重要

IoSOP規約に関するその他の論点

- データ利用検討者に対して開示可能なデータ項目・データカタログの内容、程度
 - 例：登録船舶数
 - データ項目及び数量
 - データカタログの種類
 - IMO番号、登録船舶名等
- IoSOP参加者の変更時のデータの取扱い
 - 例：PUがIoSOPを退会した場合における、ShipDC保管データ及びDB提供済データの取扱い
 - DBがIoSOPを退会した場合におけるDB提供済データの取扱い



ご清聴、ありがとうございました。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
弁護士 西田 亮正
ryosei.nishida@aplaw.jp